

宅地建物取引業免許申請等の窓口 の手続き方法が平成31年3月4日 から変わります

平成31年3月4日（月曜日）から建設業許可・宅地建物取引業免許申請受付等業務の委託事業者が大阪府行政書士会に変わります。

大阪府では、公権力の行使の切り分けをより明確にして業務を行うため、申請等される方には、最初に委託事業者の窓口で形式的なチェックを受け、その後、大阪府職員の内容確認を受けていただきます。

ご協力よろしくお願いいたします。

免許申請等

「発券機」で発券

委託事業者の申請等窓口へ

＜府職員の内容確認が
必要な場合＞

POS窓口で手数料を支払い

府職員の窓口へ

支払済用紙を府職員窓口へ

窓口審査終了

＜委託事業者の形式的チェック
のみの場合＞

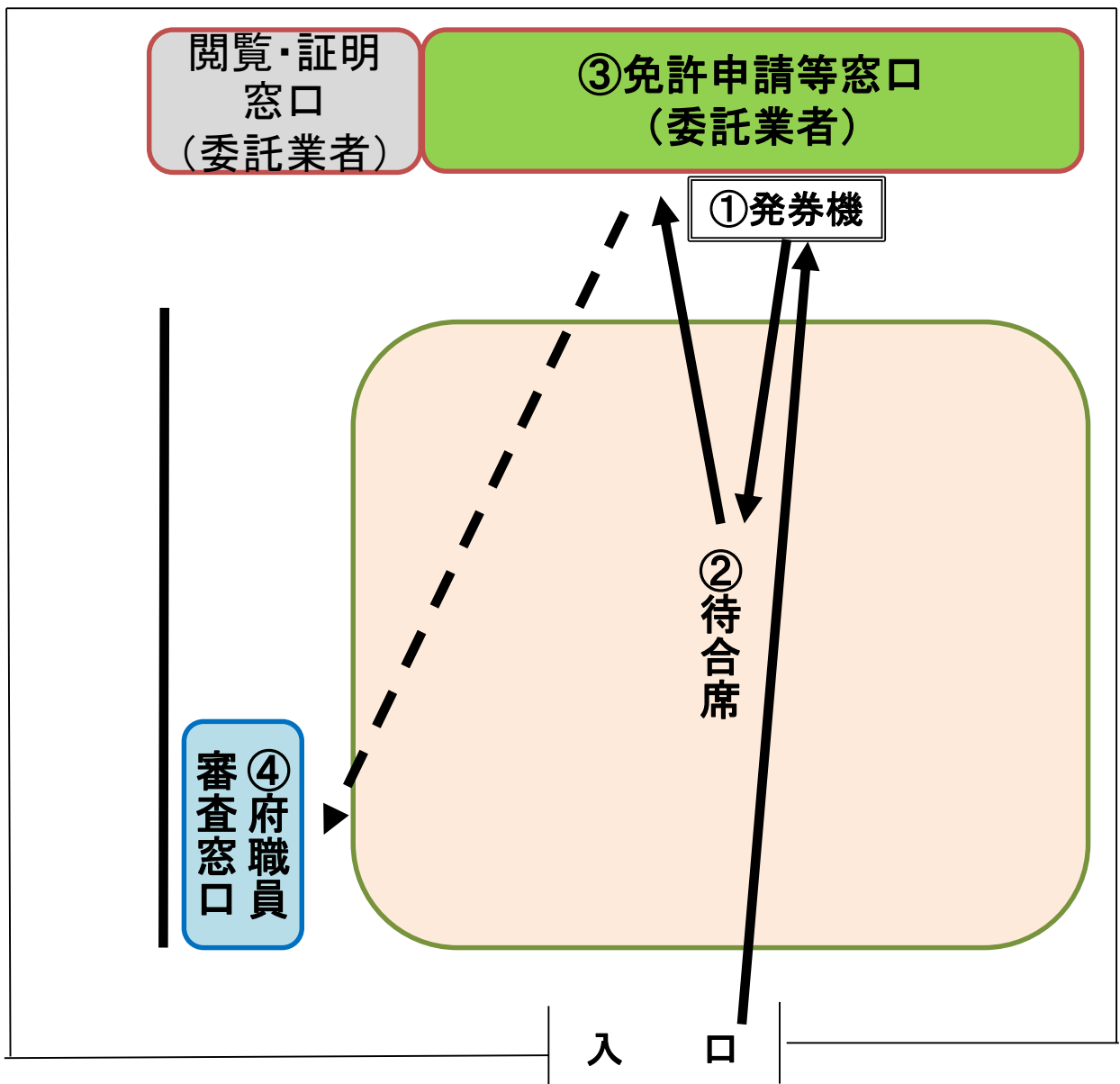
POS窓口で手数料を支払い

支払済用紙を委託事業者
窓口へ

窓口確認終了

免許申請等(2階)

(動線イメージ)



【手続きの流れ】

- 1 免許申請等窓口（③）の窓口確認が完了後、府職員への引継ぎが必要な場合は、府職員に申請書類等を引き継ぎ、府職員（④）が審査・受付を行います。
- 2 形式的チェックのみで終了し、府職員への引継ぎが不要な場合は、免許申請等窓口（③）で、申請書類等の受付を行います。